

## 令和6年度 沖縄県中小企業振興会議次第

日時：令和6年7月31日（水）14：00～16：00

場所：県庁6階第2特別会議室

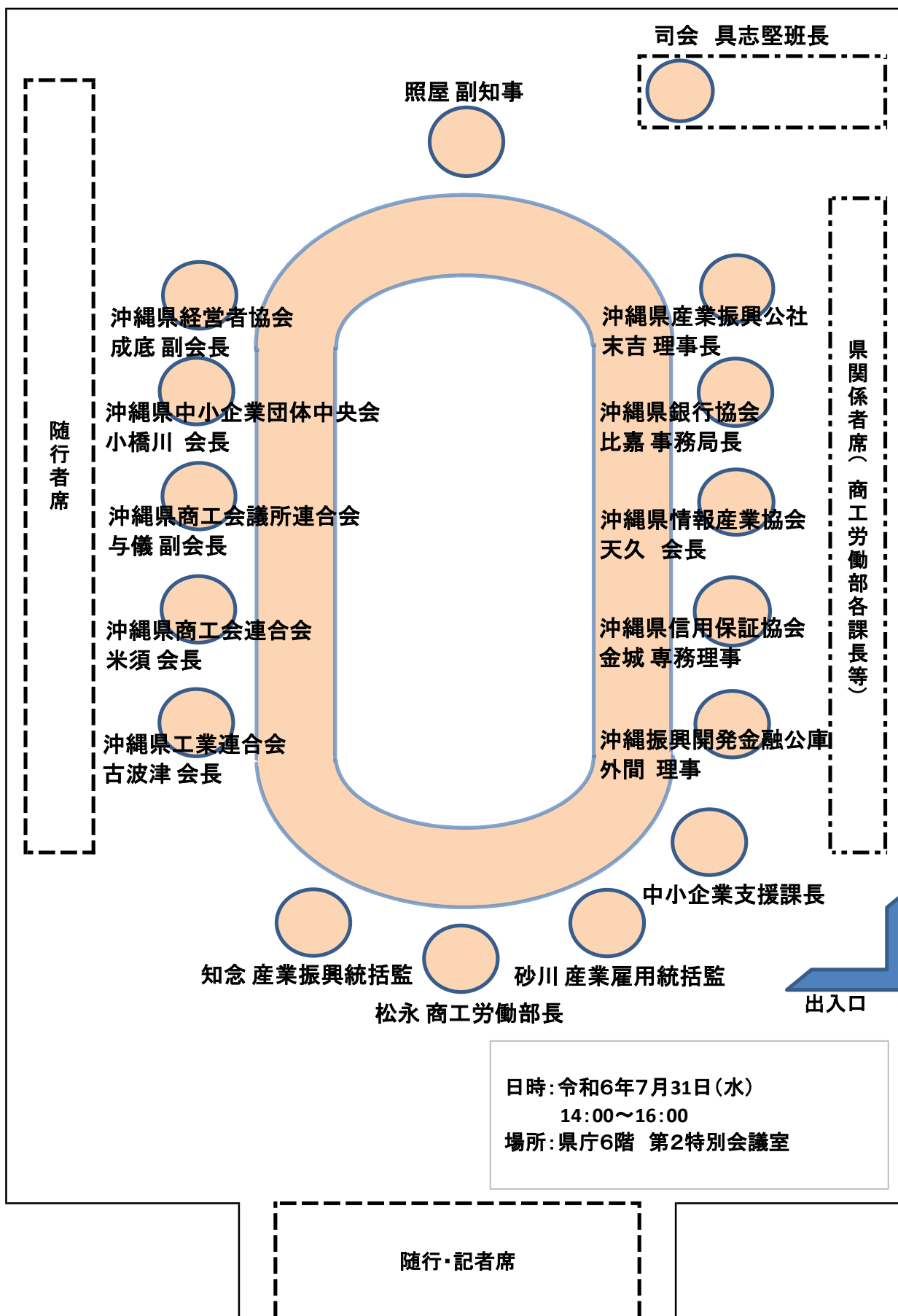
### 【次 第】

1. 開 会
2. 照屋副知事挨拶
3. 県内の経済情勢等について（資料2、資料5）
4. 中小企業支援に係る各団体からの意見及び県の考え（資料3）
5. 共同宣言の取組状況について（資料4）
6. 沖縄県中小企業振興施策への提言等に関する意見交換
7. 閉 会

### 【配布資料】

- 資料1：座席表・委員名簿・事務局からの出席者名簿・中小企業振興条例
- 資料2：県内の経済情勢等について
- 資料3：中小企業支援に係る各団体からの意見
- 資料4：共同宣言の取組状況について
- 資料5：令和6年度沖縄県中小企業支援計画

# 令和6年度 中小企業振興会議 座席表



## 令和6年度 沖縄県中小企業振興会議 出席者名簿

中小企業振興会議委員					代理出席者 職氏名
No	団体名	役職	氏名	出欠	
-	沖縄県	知事	玉城 デニ一	代理出席	副知事 照屋 義実
1	一般社団法人沖縄県経営者協会	会長	宮城 茂	代理出席	副会長 成底 勇人
2	沖縄県中小企業団体中央会	会長	小橋川 篤夫	○	
3	沖縄県商工会議所連合会	会長	金城 克也	代理出席	副会長 与儀 達樹
4	沖縄県商工会連合会	会長	米須 義明	○	
5	沖縄県中小企業家同友会	副代表理事	赤嶺 剛	欠席	
6	公益社団法人沖縄県工業連合会	会長	古波津 昇	○	
7	沖縄振興開発金融公庫	理事	外間 聡	○	
8	沖縄県信用保証協会	専務理事	金城 弘昌	○	
9	一般社団法人沖縄県情報産業協会	会長	天久進	○	
10	一般社団法人沖縄県銀行協会	会長	山城 正保	代理出席	事務局長 比嘉洋之
11	公益財団法人沖縄県産業振興公社	理事長	末吉 康敏	○	

令和6年度 沖縄県中小企業振興会議  
出席者名簿(事務局)

No	所属名	役職	氏名
1	沖縄県商工労働部	部長	松永 享
2	沖縄県商工労働部	産業振興統括監	知念 百代
3	沖縄県商工労働部	産業雇用統括監	砂川 健
4	〃 中小企業支援課	課長	松本 一
5	〃 産業政策課	課長	金城 睦也
6	〃 グローバルマーケット戦略課	課長	島袋 秀樹
7	〃 ものづくり振興課	課長	座喜味 肇
8	〃 企業立地推進課	課長	富澤 正紀
9	〃 ITイノベーション推進課	課長	宮国 順英
10	〃 雇用政策課	課長	高宮城 邦子
11	〃 労働政策課	課長	前原 秀規
12	〃 中小企業支援課	支援班長	具志堅 政哉
13	〃 中小企業支援課	金融班長	平安 常幸

## ○沖縄県中小企業の振興に関する条例（抜粋）

平成20年3月28日条例第18号

（目的）

**第1条** この条例は、中小企業（小規模企業を含む。以下同じ。）の振興について、その基本理念、県の施策に関する基本方針及び県の施策の策定過程における中小企業者その他の関係者の意見を反映させる手続その他県が講ずる措置を定めるとともに、県並びに中小企業者及び中小企業関連団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県経済の発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

（基本理念）

**第3条** 中小企業は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、県民生活に必要な物資や役務を提供することにより本県の経済及び県民生活の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、離島その他の地域における経済の活性化及び県民生活の利便性の向上を促進する等本県経済の発展及び県民生活の向上に重要な役割を有するものであることにかんがみ、その振興については、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されること及び中小企業の事業活動の活性化の効果が地域の活性化に寄与し、地域の活性化が中小企業の成長発展をさらに促進させることを旨として図られなければならない。

（中小企業者その他の関係者の意見の反映）

**第7条** 知事は、中小企業の振興に関する施策の策定に当たっては、当該施策に中小企業者その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者その他の関係者に対し、当該施策に関する情報を提供し、当該施策について意見を述べる機会を付与するとともに、中小企業者その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るための措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の規定により意見が述べられた場合にあっては、当該意見（次項において「提出意見」という。）を十分に考慮して、中小企業の振興に関する施策を策定しなければならない。

3・4 （略）

（基本方針を踏まえた支援計画の策定等）

**第8条** 知事は、中小企業支援法第4条第1項に規定する中小企業支援事業の実施に関する計画（以下「支援計画」という。）を定めるに当たっては、同条第2項の規定によるほか、第6条の基本方針を踏まえるものとする。

2 前条第1項及び第2項の規定は、支援計画を定める場合について準用する。

3 知事は、支援計画を定めた場合には、遅滞なくこれを公表しなければならない。この場合においては、前条第4項の規定を準用する。